

○6/18（火）

議案第39号「令和6年度杉戸町一般会計補正予算(第3号)」に対する反対討論

議案第39号「令和6年度杉戸町一般会計補正予算(第3号)」を反対の立場で討論いたします。新型コロナワイルスワクチン接種業務委託料ですが、令和6年度から予防接種法上の定期接種に位置付けられたため、特例臨時接種の供給体制からワクチンを安定供給・流通させるための、激変緩和措置として自治体における新型コロナ定期接種ワクチン事業に関する助成事業を行う事が國の方針として示され、それに基づいて町が補正予算として計上されたものです。

新型コロナウイルス感染症のワクチンの接種目的は感染症の発症を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り減らし、結果として新型コロナウイルス感染症のまん延の防止を図ることで、2021年から事業が開始、継続されてきましたが、当初から新型コロナウイルスワクチンはメッセンジャーRNA遺伝子ワクチンとして、大規模に人類に投与するのは初めてのことであり、慎重な意見もありました。通常の薬の場合、臨床試験が約3~7年必要なところ、新型コロナワイルスワクチンは1年で承認されています。厚生労働省も効果の持続性等を確認するために臨床試験の一部を継続させてきました。

しかし、新型コロナワイルスワクチンが、今までのワクチンと比べて安全性に問題があることは明らかです。6月10日付の厚労省の感染症・予防接種審査分科会によれば、予防接種健康被害救済制度に基づく認定件数がコロナワクチンの場合、2021年～2024年の僅か4年間で総数が7458件、死亡が618件です。対して、今までの通常のワクチンはどうでしょうか。『ファクトチェックとは何か』(岩波ブックレット)の著者の一人として知られる弁護士の楊井人文(ヤナイヒトフミ)氏によれば、インフルエンザワクチンの場合、1977年～2021年の45年間で、被害認定総数が191件、死亡認定が25件です。コロナワクチンと比べ、圧倒的に少ないことが分かりますが、なんと全てのワクチンを見ても1977年～2021年の45年間で、被害認定総数3522件、死亡認定が151件で、コロナワクチンの認定件数や死亡認定よりも少ないという事実があります。仮に1年あたりで平均を取って、コロナワクチンとインフルエンザワクチンを比較してみると、前者の総数が1年あたり1864.5件なのに対し、後者は4.2件、前者の死亡件数が154.5件なのに対し、後者は0.6件。実際に被害認定総数では439倍、死亡認定は278倍となり、コロナワクチンがインフルエンザワクチンと比べて、いかにも多くの被害認定がなされているのかが分かります。

当町では現在までに被害認定数の申請が4件あり、認定が1件あります。インフルエンザワクチンでは被害認定・死亡認定はともに0件でありました(2024.6.18 本会議における)

質疑時点)

(2024.6.19 担当職員より 被害認定申請3名・被害認定1名※申請のご相談をされていて亡くなられた方1名で申請中は4名ではなく3名、死亡認定の審査待ち2名)

現在、新型コロナワクチンウイルスは感染症法の5類に分類されます。5類とは、感染力や重篤性などに基づく総合的な観点からみた危険性が最も低いとされるもので、季節性インフルエンザもこれに分類されています。しかし、コロナワクチンがインフルエンザワクチンと比べ、ワクチンの副反応や健康被害のリスクがはるかに大きいのは明らかです。一方で新型コロナウイルスは変異を続けており、十分な重症予防効果がこれからも期待できるかは疑問の余地があります。また、ブースター接種によって、デング熱ワクチン等で報告された抗体依存性感染増強(ADE)を引き起こし、かえって重症化を進めてしまうリスクもゼロではありません。こうした状況下で、少なくともワクチン接種による副反応や健康被害のリスクが通常のワクチンよりも著しく大きいということが、厚生労働省の報告により明らかになっています。このように安全性に疑問がある以上、コロナワクチン接種の推進は慎重に検討するべきだと思っております。

ワクチン接種はご本人の意思であり、予診票に接種リスクなど重要情報の記載をなさる配慮はされておりますが、当町でも被害認定があり、安全性に疑問があるワクチン接種に町が積極的に助成を行えば、町にも責任が生じることは否定できません。こうした観点から、私はワクチン接種への助成に賛成できません。以上を、反対討論といたします。